

農林水産部

随意契約件数

5件

金額

77,622,224 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 農林水産研究指導 センター農業研究 部果樹グループ	試験研究補助業務委託(津久見)	令和7年4月1日	大分県臼杵市板知屋1257-1	公益社団法人臼津地域シルバー人材センター	2,681,616 円	①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益法人臼津地域シルバー人材センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 農林水産研究指導 センター農業研究 部果樹グループ	試験研究補助業務委託(国東)	令和7年4月1日	大分県国東市安岐町下山口38-1	公益社団法人国東市シルバー人材センター	2,596,608 円	①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益法人国東市シルバー人材センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 森林保全課	令和7年度森林づくりボランティア 支援センター事業委託業務	令和7年4月1日	大分県大分市高崎3丁目6-11	特定非営利財団法人グリーンインストラクターおおいた	3,267,000 円	①本業務は、森林ボランティア情報の収集・発信等を行う森林づくりボランティア支援センターの運営を行うものである。 ②これを行うためには、森林ボランティア活動や森林環境教育に深い知識を持つ会員を県下各地に持ち、県内の森林ボランティア団体との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織である必要がある。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 森林保全課	令和7年度森の先生派遣事業委託業務	令和7年4月1日	大分県大分市高崎3丁目6-11	特定非営利財団法人グリーンインストラクターおおいた	7,670,000 円	①本業務は、県内各所において森林・環境体験活動を行う「森の先生」の派遣を行うものである。 ②これを行うためには、森林体験活動や森林環境教育に深い知識と経験を持つ会員を県下各地に持ち、県内の野外活動を行う団体や森林環境教育指導者等との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織である必要がある。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 水産振興課	令和7年度種苗生産等委託	令和7年4月1日	大分県国東市国東町鶴川1006番地の1	公益社団法人大分県漁業公社	61,407,000 円	①本業務は、栽培漁業の推進に向けた種苗放流を行うものである。 ②公益社団法人大分県漁業公社は県内の栽培漁業の推進に必要とする放流及び養殖用種苗生産を目的として設立された公益社団法人であり、技術開発が行える県内唯一の機関である。 ③上記の放流用種苗を生産する機関については他県にも同様の公益社団法人があるが、県外の種苗の供給には対応していない。 ④以上のことから、放流用種苗の生産に対応できる機関は公益社団法人大分県漁業公社以外にはない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号